明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（**金融庁**六一）　一

○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（**同**六二）

○水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とドミニカ国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二〇九）　二

○水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とセントクリストファー・ネーヴィス政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一〇）

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**二九）

○保安林の指定をする件（**農林水産**一五九九～一六一四）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一六一五～一六二〇）

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（**同**一六二一）

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（**同**一六二二）

○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件（**同**一六二三）

○国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**特許庁**一四）　三

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定に基づく願書の作成方法及び磁気ディスクへの記録方式を廃止する件（**同**一五）　四

○松本空港の施設について告示した事項に変更があった件（**国土交通**八〇四）　五

○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**八〇五）　六

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**八〇六）

○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件（**同**八〇七）　七

○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定等をした件（**同**八〇八）

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一二四～一二六）

○道路に関する件（**関東地方整備局**二八〇～二八五）

○道路に関する件（**九州地方整備局**一〇三）　八

〔**国会事項**〕

〔**人事異動**〕

金融庁　財務省　農林水産省　防衛省　八

〔**官庁報告**〕

官庁事項　八

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　八

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八

〔**公　告**〕

諸事項　九

**官庁**

財団、建設業の許可の取消処分関係　九

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇三〇

## 告示

**○金融庁告示第六十一号**

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）第六十二条の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件

（平成二十六年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月五日から適用する。

平成二十七年六月二十五日

金融庁長官　細溝　清史

**○金融庁告示第六十二号**

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年六月二十五日

金融庁長官　細溝　清史

前文中「平成二十七年六月三十日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第一号中「第十七号」を「第十七号の二」に改める。

**○外務省告示第二百九号**

平成二十七年六月十二日にボランズ（アンティグア・バーブーダ）で、水産関連機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ国政府との間に行われた。

平成二十七年六月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億六千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　手塚義雅在ドミニカ国大使（トリニダード・トバゴにて兼轄）

ドミニカ国側　ジョンソン・ドリゴ農業・漁業大臣